

令和 8 年度 京都市立葵小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、個々の人格を完全に否定する行為であり、誰もがもつべき「かけがえない存在として生きていく権利」を奪うものである。また、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利をも著しく侵害することにつながる。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条を受け、平成 26 年 10 月 10 日に施行「京都市いじめ防止等に関する条例」第 10 条に基づいている。さらに平成 29 年 3 月制定の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や京都市の現状を踏まえ、平成 29 年 9 月に改定した京都市いじめの防止等取組指針をもとに、本校におけるいじめの防止対策の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

すべての児童が、安心して学校生活を送り、「見つける ひろげる 一歩をつくる 葵校」をめざして、個々がのびのびと力を発揮しながら活動し、自己を高めていくための環境を整えることを基本理念とする。いじめのない学校づくりは、日常の個や集団の実態を継続して観察し把握すること、一人一人の心の安定を保てるような働きかけを行っていくことから始まると考える。そのためには、学校教職員が、家庭、地域、関係諸機関と連携しながら取り組んでいかなければならない。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）と役割

葵小学校生徒指導委員会（いじめ対策・不登校対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年 1 名、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーほか必要に応じて該当する担当者
※定例委員会以外に適宜開催する際は、必ずしも上記メンバーで行うわけではない。迅速かつ適時に動くことを目指す。

イ 開催時期

定例委員会（生徒指導委員会開催時）＋適宜必要に応じて
※緊急対応の場合はこの限りではない

ウ 委員会として取り組む内容

- ① 取組や行動計画の確認
- ② 未然防止対策、早期発見に向けての対策などの確認
- ③ 各学年児童の情報交換及び課題の共有
- ④ いじめに関わる情報に対する支援、指導、保護者との連携の確認
- ⑤ 関係諸機関との連携対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・ 整理整頓や清掃指導の徹底、ハートルームの活用等、児童の心の安定が図れる落ちついた学習環境を整える。

授業改善

- ・ すべての児童がわかる喜びをもてるように、個に応じた指導を目指した教材研究、実践を行う。
- ・ 学級集団を規律が伴った学習集団にする。
- ・ 言語操作能力、幅広く柔軟な思考力の育成を目指した授業の構築をする。

道徳教育、人権教育の充実

- ・ 自らの良さや高まりに気づけるような働きかけを心がけるとともに、友だちの良さや伸びを互いに喜び合い、心の安定を保てるようにする。
- ・ たてわり活動、地域や保護者との協働体験を行うことによって、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ 非行防止教室を実施する。（時期については関係諸機関と相談して決定する）

児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 児童会活動や学級活動、係活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 児童会主催のあいさつ運動や、勤労体験などを通して、心のふれあいをもてるようにする。
- ・ 土曜学習等、PTA、地域諸団体と連携した体験活動を充実し、探究心を養い、さらに友達とのかかわりを主体的につくろうとする経験を積むことができるようにする。

児童生徒同士の絆づくり

- ・ きらりタイムを月1回設定し、テーマに沿ったソーシャルスキル教育（心の学習）を学年発達に応じて実施する。
- ・ いじめに関するポスターづくりや作文による意見交流を行う。
- ・ なかよしタイム、対話の時間を通して自己受容、自己肯定感を高める。
- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動、また、スポーツ参観や学びフェスタなどの学校行事を通しての人間関係づくり、仲間づくりを行う。

(2) いじめの早期発見のための措置・積極的認知のための措置

日常の児童生徒に関する情報共有

- ・ 日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異状に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早期に連絡を取り合い、家庭での様子についてもうかがう。
- ・ 指導の経過や結果については、必ず生徒指導委員会（ホットハートプロジェクト）で情報共有し、次なる手立てについての相談を行う。

児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・記名式アンケートを行うとともに、原則的に4～6年生についてはクラスマネジメントシートを活用する。

(イ) 教育相談の実施

- ・日常より、担任以外の養護教諭、同学年担当教員、教務主任、管理職への児童からの相談がしやすい雰囲気づくりと組織づくりに努める。担任以外の教員複数が一人一人の児童を見守り、相談窓口となる「複数指導体制」をしく。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・結果を分析し、必要に応じて個別に面談を実施する等の対策を行う。
- ・成果と課題から、いじめ対策委員会において、いじめ未然防止に迫るための手立てを見直し、より効果的な方策を練る。

(3) いじめが起こったときの措置及び組織的な対応

基本的な考え方

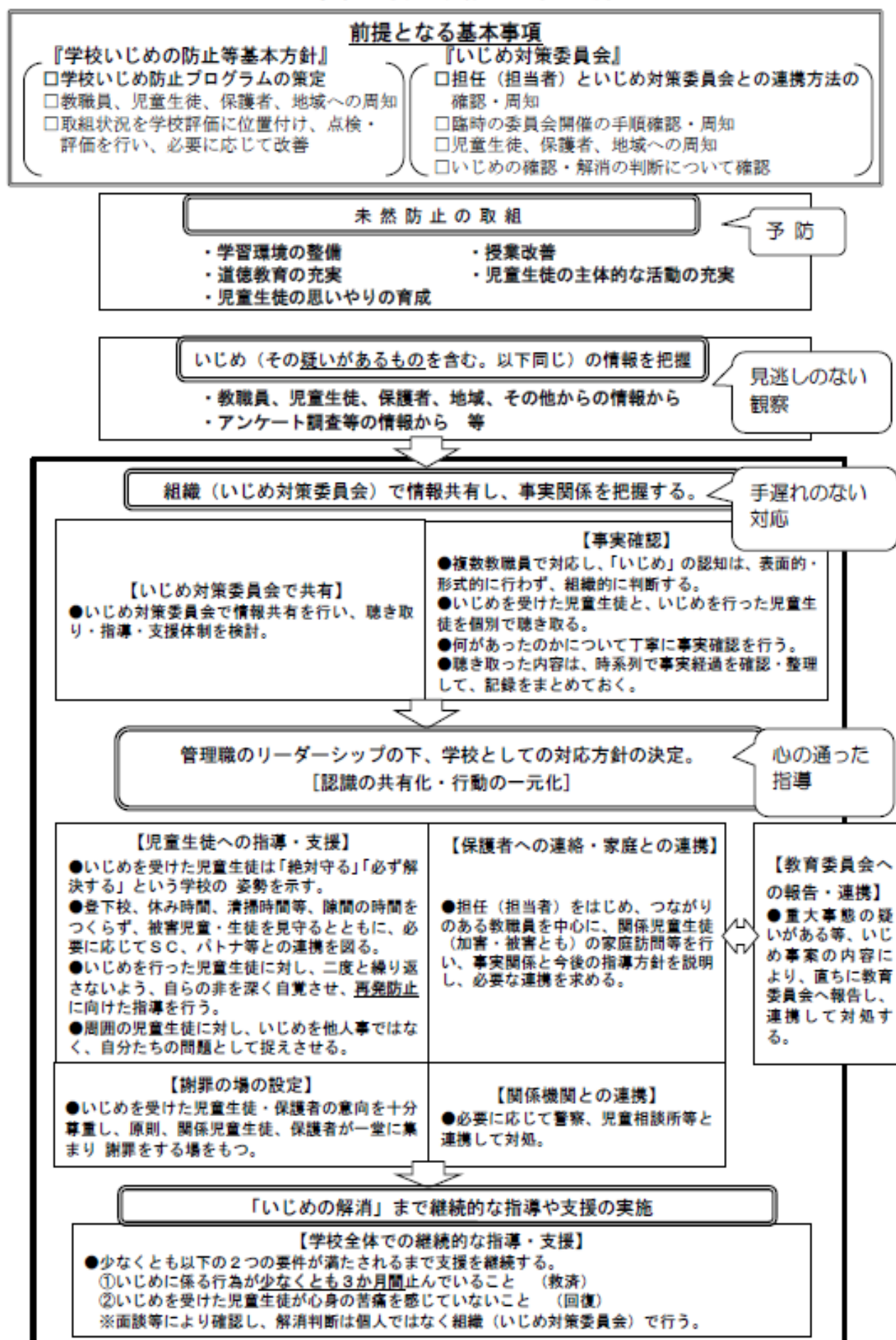
いじめが表面化した時点では、すでに事態は複雑化している。したがって、日頃からいじめにつながる言動に細心の注意を払うことが前提である。気になる状況が見られたら、発見者が迷うことなく学年担当者や生徒指導主任に報告し、チームとしての対応へつなげることとする。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

緊急に生徒指導委員会をもつ。管理職が中心となり、対応策を練る。留意すべき事項は、状況の聞き取りをどのような順にどんな形で行い、どのように記録に残していくのかなどの方法についても、具体的に共通理解を図ることである。対応経過の報告、次なる手立ての考察を連続的に行うことも欠かせない点である。

次ページにフローチャートにて図示

＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞



インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員全員がネットを通じて行われている不適切な行為についての認識が深いとは限らない。まずは、研修や書籍、マスコミなどの情報から教職員が現状について知識として獲得することから始める。そうしたうえで、学級活動、道徳、人権学習の時間などを活用して、指導していく必要がある。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・生徒指導委員会を中心とする児童の見守り及び情報共有。
- ・きらりタイムの実施。
- ・非行防止教室の実施。
- ・なかよしタイム、対話の時間の実施。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）

「いじめ防止対策推進法」「生徒指導委員会」をふまえ、全教職員に対し、未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応などに関する研修（「いじめに対する教職員の意識向上」「学級集団及び個々の児童の良さや課題の共有」）などを実施する。

研修の時期

4月、5月、7月、8月、11月、2月に生徒指導研修を実施する。

4. 保護者・地域・関係機関との連携

保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・学校だより、学年だより、ホームページで取組の紹介や児童の反応、変容などの情報発信をする。
- ・葵ふれあい学習を行い、人権をテーマとして児童、保護者、教員が意見交流する機会をもつ。（各学年）
- ・葵小学校PTA、葵小学校運営協議会との連携のもと、いじめ問題やその対応にかかわる基本方針を共有する機会をもつ。また、下鴨警察署、京都市教育委員会生徒指導課、京都市児童相談所との連携を図り、専門的なアドバイスを受け、加害児童、被害児童の精神的ケアを図る。
- ・日常から葵小学校の状況に関係諸機関に知らせる。緊急時の連絡や、毎月の問題行動についての報告を情報伝達的手段とする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法をふまえ、京都市教育委員会を通じて、重大事態発生の旨を市長に報告するとともに、京都市教育委員会の指導及び支援を受けつつ、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体などについての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。）が主なものである。また、児童や保護者からの申し出の内容から、重大事態の疑いがあると判断した場合も含めることとする。また、児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行い予定を変更する場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムの確認と共有」 ・いじめ対策委員会（ホットハートプロジェクト） 「校内体制や組織的対応の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校集会で児童に説明 ・「ホットハートプロジェクトの紹介」 ・「あいさつ運動」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート ・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPによる啓発 ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会 「いじめ等、気になる児童の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・「なかよしタイム」「きらりタイム」「対話の時間」 ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・学校運営協議会で説明 ・個人懇談会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしタイム」「きらりタイム」「対話の時間」 【5年】 非行防止教室 【6年】 修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・引き渡し訓練
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名いじめアンケートの結果」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしタイム」「きらりタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・地生連で広報
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内夏季研修会 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 ・「なかよしタイム」「きらりタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・「なかよしタイム」「きらりタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観（葵ふれあい学習） ・学級懇談会

10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会 「学校評価の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・スポーツフェスタ ・「なかよしタイム」「きらりタイム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施(4～6年)、学年集約と共有 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会(評価)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会(授業提案)に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「なかよしタイム」「きらりタイム」 【5年】花背山の家宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 ・生徒指導校内研修会 「いじめ防止プログラムの見直し」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「なかよしタイム」「きらりタイム」「対話の時間」 ・アートフェスタ(作品展) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「なかよしタイム」「きらりタイム」「対話の時間」 ・「あいさつ運動」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「なかよしタイム」「きらりタイム」「対話の時間」 ・学びフェスタ(学習発表会) 【6年】非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会 ・PTA総会で啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 →必要に応じてケース会議、いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学校運営協議会(評価)

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観日」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導部会」で随時行い情報等を共有する。

